別紙様式第十一号一㈣を次のように改める。

㈣　投資助言業務の状況

①　契約件数等

投資顧問契約（投資一任契約を除く）			うち顧客の資産の額を前提とした契約	
投資者の区分		契約件数	契約件数	資産額
適格機関投資家		件	件	百万円
適格機関投資家以外の者		件	件	百万円
	うち個人	件	件	百万円
合計		件	件	百万円

（注意事項）

「契約件数」の欄及び「資産額」の欄には、適格機関投資家（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第10条に規定する適格機関投資家をいう。以下①及び②において同じ。）及び適格機関投資家以外の者に係る期末における数値を記載し、「うち顧客の資産の額を前提とした契約」の欄には、業務の方法で契約資産額に応じた報酬体系を適用している契約について記載すること。外貨建ての契約の場合は、期末の外国為替レートにより邦貨換算すること。

②　助言を行った有価証券及びデリバティブ取引に係る権利の種類等

投資者の区分	助言を行った有価証券及びデリバティブ取引に係る権利の種類等
適格機関投資家	
適格機関投資家以外の者	

（注意事項）

投資者の区分ごとに、当期において、助言を行った有価証券及びデリバティブ取引に係る権利の種類並びに助言の方法を記載すること。また、当該有価証券の発行者、当該発行者から委託を受けた運用会社又は管理会社から、経済的利益を直接又は間接に受領している場合は、その具体的内容を記載すること。

③　助言を行った主な有価証券の内容

名称	発行者等
（　　）	発行者　：　（　　） 運用会社：　（　　） 管理会社：　（　　）
（　　）	発行者　：　（　　） 運用会社：　（　　） 管理会社：　（　　）
（　　）	発行者　：　（　　） 運用会社：　（　　） 管理会社：　（　　）
（　　）	発行者　：　（　　） 運用会社：　（　　） 管理会社：　（　　）
（　　）	発行者　：　（　　） 運用会社：　（　　） 管理会社：　（　　）

（注意事項）

1　「名称」の欄には、当期において助言を行った有価証券（法第２条第１項第10号に規定する外国投資信託の受益証券若しくは同項第11号に規定する外国投資証券又は同項第17号から第19号まで若しくは同条第２項第２号、第４号若しくは第６号に規定する有価証券に限る。以下１及び２において同じ。）のうち、主な有価証券の銘柄を記載し、当該有価証券が発行された国の名称を、括弧書として記載すること。

2　「発行者等」の欄には、有価証券の発行者、発行者から委託を受けた運用会社及び発行者から委託を受けた管理会社（以下２において「発行者等」という。）の名称を記載し、発行者等が所在する国の名称を、括弧書として記載すること。

④　内部管理の状況

（注意事項）

「内部管理の状況」には、顧客との利益相反を防止するための態勢整備の状況等を記載すること。

⑤　投資助言報酬　　百万円

別紙様式第十五号の一㈠㈦④ヘ注意事項１を次のように改める。

1　「相手方」の欄には、権利者のために行った金融商品取引行為の相手方の商号又は名称を記載すること。

相手方が、自己又は関係会社（親法人等、子法人等又は第126条第３号に規定する関係外国法人等をいう。以下㈦において同じ。）以外の場合は、その取引額が当事業年度において権利者のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の百分の十以上に相当する額である者について記載し、主として不動産を原資産とする有価証券を投資の対象とする投資信託、外国投資信託及び投資法人に関する運用に係る業務を行う場合において、相手方から商号又は名称を開示することについて同意が得られていないときは記載を要しないが、「相手方」の欄にその旨を記載すること。

ただし、相手方が、自己又は関係会社の場合は、全ての相手方について記載し、商号又は名称に下線を引いた上で、自己と相手方との関係内容（資本関係及び人的関係をいう。以下㈦において同じ。）を記載すること。

別紙様式第十五号の一㈠㈦⑮く注意事項中５を６とし、４を５とし、３の次に次のように加える。

4　クローズド・エンド型投資法人については、「過去１年の分配金込み払戻金額の騰落率」の記載を要しない。